



新聞購読契約の解約

先日、新聞販売店から「来月から新聞を入れます」と電話があった。本人の記憶は曖昧であるが、同居の父親が1年前に訪問販売で契約をしていたことがわかった。解約したい。



一人暮らしの母親が長期入院することになった。母親が契約していた新聞販売店に解約を申し出たが、契約期間中なので解約できないと拒まれた。



訪問販売で新聞の契約をした場合、法定書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフによる解除が可能です（書面不備があれば8日間を超えていても解除できる場合があります）。クーリング・オフ期間を過ぎてしまうと、一方的な解約はできなくなりますが、業界団体で「**解約に応じるべきケース**」（※）を公表しています。解約交渉できる場合がありますので、消費生活センターにご相談ください。

※解約に応じるべきケース

（日本新聞協会および新聞公正取引協議会の定めた「新聞購読契約に関するガイドライン」より一部抜粋）

- 威迫や不実告知など、不適切な勧誘を行ったとき
- 新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供など、同規約に沿わない販売方法を行ったとき
- 相手方の判断力が不足している状態で契約したとき（認知症の方など）
- 購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居など、解約が合理的だと考えられるとき

消費生活相談はまずはお電話で

海部地域消費生活センター



0567-23-0150

まで

対象 海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方

相談日時 月曜から金曜 9:00~16:30※国民の祝日と12月29日~1月3日を除く

住所 津島市西柳原町1丁目14番地（愛知県海部総合庁舎1階）